



# 消費者のための 計量ステップアップセミナー

商品の正しい計り方について、消費者サイドから理解を深めてみませんか？



この講座ではこんなことを学べます

- 正味量って何の量？
- 許される誤差はどこまで？
- 商品を計量するはかりに規制はあるの？
- 重さ以外のはかり売りにも、決まりはあるの？

お問合せ先

〒960-8670（住所不要）

福島県計量検定所

電話 024-521-7655 FAX024-521-7978

keiryoun@pref.fukushima.lg.jp

お申し込みは各市町村及び県内の消費者団体に限ります。